

平成31年度木質チップに係る需給問題検討会議事録

開催日時：令和元年9月12日（水） 14：30～16：40

場 所：江東公会堂 ティアラこうとう B1F 大会議室

出席者：国関係

環 境 省：廃棄物規制課 課長補佐 尾原 裕昌

経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課 係長 雨宮 恭平

農林水産省：林野庁 木材利用課 課長補佐 飯田 俊平

国土交通省：公共事業企画調整課 施工環境係長 宗光 太助

：住宅生産課 企画専門官 阿部 一臣

連合会関係

全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 藤枝 慎治

北日本木材資源リサイクル協会代表理事 鈴木 隆

東海木材資源リサイクル協会会長 山口 昭彦

近畿木材資源リサイクル協会会長代理 一瀬 省三

中四国木材資源リサイクル協会会長 片岡 重治

九州木材資源リサイクル協会会長 中山 智

ほか各地域協会役員、事務局員等 13名

各地域協会会員、賛助会員 57名

報道 3名

合計84名（敬称略）

I 藤枝理事長挨拶

日頃は、連合会の運営にご尽力をいただき、ありがとうございます。需給問題検討会のご案内をしたところ、ユーザーの皆様、チップメーカー側、そして、お忙しい中、国からは4省庁の方々においでいただきました。特に過日の台風の対応に追われるときに、貴重な時間を費やしていただき心から御礼を申し上げます。本日は6月に国に対して提出した要望について回答をいただくほか、近々の木材資源リサイクルを取り巻く課題について議論をしていきたいと考えています。長時間となりますが、皆様のご意見をいただき、連合会の運営に役立てていきたいと思っております。ご協力をお願いします。

II 出席者紹介

紹介者 原 専務理事

ご出席をいただいている国の方々をご紹介します。
(連合会関係出席者は、出席者名簿により確認いただく。)

以降、連合会の藤枝理事長が座長となり進行する。

Ⅲ 議事

1 要望書に対する見解

座長 それでは国への要望に対する各省庁からの見解等をご報告いただきたい。
環境省から順次お願いする。

(1) 環境省：廃棄物規制課 課長補佐 尾原 裕昌

「1 廃棄物の適正処理 (1) 廃棄物の区分、種類について」

廃棄物の区分については、一般廃棄物、産業廃棄物20品目がある中で、木くずは再生可能な資源であり、県外からの持ち込みの規制撤廃など、リサイクルを進めるための措置をお願いしたいというご要望と、後段で、災害廃棄物という定義をすることで速やかな処理を推進するというご要望と理解している。廃棄物の該当性の判断は、地方自治体が適切に判断していると考えている。また、流入規制に関しては、従前から都道府県、政令市に対して必要な見直しを行うよう要請している。後段の災害廃棄物については、一般廃棄物の処理体制を活用して円滑に処理を進めるという整理をしている。その中で産業廃棄物処理施設を活用するという制度改正も行ったが、まずは災害廃棄物処理計画の策定と地方自治体と民間事業者の協定の締結が、円滑な災害廃棄物の処理に大きく資するものと考えている。

「1 (2) 排出事業者責任の徹底について」

排出事業者責任については、平成29年3月に「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」、同年6月に「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」という通知を都道府県に対して発出しており、また、ウェブサイトにおいて排出事業者責任の徹底を図る特設ページを開設するなどして、周知に努めている。引き続き、この取り組みを進めていきたい。

「1 (3) 小規模処理施設による不適正処理の排除について」

無許可で業を行っている者に措置命令等を行えるよう制度改正したところである。ご指摘の不適正処理については、都道府県等に、監視と発見した場合の厳正な対処をお願いしている。引き続き、不適正処理の防止に努めていく。

「1 (4) 木くず破砕施設の生活環境影響調査について」

廃棄物処理法が廃棄物を対象とする法律であり、有価物の処理施設については規制の対象外になるということをご理解いただきたい。

「2 廃棄物処理業手続きの円滑化」

老朽化による破砕機の更新手続きの簡略化については、これまでの設置許可と全く同一の場合は生活環境影響調査を省略できるという制度もある。皆様の事業計画等について都道府県、政令市にご相談いただきたい。引き続き、手続きの簡略化については検討していきたい。

「3 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充」

今年の5月に中間審で優良産業廃棄物処理業者認定制度の対応方針を報告した。9月4日に優良産業廃棄物処分業者を対象に、処分・再生のために廃プラスチックを保管する場合、保管上限を2倍に引き上げる省令を出している。引き続き、優遇措置の拡充については検討していく。

「4 災害時の対応 (1) 連合会の活用について」

大規模災害時に連合会のノウハウを活用してほしいというご要望だが、平成30年度に環境省の災害廃棄物対策室で連合会の力をお借りして意見交換を行った。また、本年度も連合会と連携し、調査検討を行う予定である。今後とも、よろしく願いたい。

「4 (2) 災害廃棄物処理計画の策定と保管場所の確保について」

地方自治体の災害廃棄物処理計画策定の推進と仮置場のリストアップに最大限の運用ということだが、環境省としても自治体の仮置場の候補地の選定が進むよう、災害廃棄物処理計画の策定を後押しするモデル事業を実施する等、促進していきたい。

「5 業種の認定と外国人研修生の受け入れ」

産業廃棄物処理業の社会的位置づけについて実態を調査し独立した業種として位置付けられるような支援については、社会的なインフラに準ずるものと考えているが、一方で平成28年の食品廃棄物の不適正処理や労働災害の死亡者数の増加という不祥事も起きているところである。これらを防ぎながら、業の振興に努めていくこととなる。海外の実習生の受け入れについては全産連からも同様の要望を受けている。環境省としても協力していく。

「6 業種の認定と廃棄物処理業における設備の減価償却年数の取り扱い」

平成25年に実態に見合った減価償却年数にするということで、17年から8年に短縮したところである。今後も、こうした連合会との意見交換を通じて実態を把握し、適切に対応したいと考えている。

「7 軽油引取税の免税制度」

例示の最終処分場に関しては、埋立終了後、廃止に至るまで収入がない状態で維持管理を行う特殊な業態からの特例措置であると承知している。こうしたことから、税制措置についてはその必要性に応じて検討していきたい。

(2) 経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課 係長 雨宮 恭平

「1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (1) 既存事業者への影響について」

建設資材廃棄物を利用してバイオマス発電を行う際、既存用途の影響を極力避けてほしいということだが、現在、認定要件として燃料の安定調達ができる

ことを確認している中で、発電事業者が順守すべきガイドラインにも明記しているが、建設資材廃棄物を燃料とする場合、調達地域の木材資源リサイクル協会との調整を済ませていることを確認している。4月から施行された「既認定案件における国民負担の抑制に向けた対応」についても、国民負担の抑制だけでなく他用途への影響という観点からも、厳格に運用していきたいと考えている。なお、当ルールが適用されて建築資材廃棄物の使用量が増加する変更を行う場合、改めて調達地域の木材資源リサイクル協会との調整が必要であるという運用であることを申し添える。

「1 (2) 運用の厳格化について」

燃料として使う木質バイオマスについては、その証明が付与していることを確認している。この証明に関しては林野庁の「証明のためのガイドライン」を参照している、この運用については、引き続き、林野庁と連携し適切に運用していきたい。

(3) 農林水産省：林野庁木材利用課 課長補佐 飯田 俊平

「1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (1) ガイドラインの基本原則の遵守について」

既存事業者への影響を及ぼさないとするガイドラインの基本原則の順守について、林野庁ではFIT認定の申請手続きで、直接事業者は木材の調達のヒヤリングをしている。地域の既存事業者との調整について、具体的な調整状況を確認している。引き続き、ヒヤリングの際に確認していく。

「1 (2) 運用の厳格化について」

木質バイオマスの分別管理や由来証明はガイドラインに基づいている。林野庁では地域の木質バイオマス発電所やサプライチェーンにおける証明書の発行状況を実際に現地で調査したり、補助事業でも現地調査や講演会を実施するなど、ガイドラインの運用状況を確認している。剪定枝についてはすでに関係省庁で調整し、一般廃棄物に該当せず林野庁のガイドラインに基づいて由来の証明ができるものは一般木質として取り扱うことが出来ると位置付けられている。

「1 (3) 合板型枠の由来証明の確認について」

林野庁のガイドラインでは木材の伐採時点から証明書が発行され、証明書が連鎖していくこととしている。合板型枠はQ&Aで版面表示があることで証明書がなくても一般木質として取り扱うことが出来ると記載している。要望は、合板型枠が使用に伴い刻まれていき、版面表示が見えにくくなることを指摘していると思われる。Q&Aの書きぶりが不足していると考えており、今後Q&Aの見直しで補足説明を加えたいと考えている。また、実際に一般木質として取り扱っている業者を現地調査したところ、版面表示がないものは使わない体制が構築されている。こうした取り組みであれば、一般木

質として取り扱って差し支えないと考えている。栈木についても証明があり、他のものが混入しなければ一般木質でよいと考えている。

「1 (4) 市町村の森林経営計画の積極的な策定について」

これまで林野庁は森林経営計画の策定に取り組んできた。近年、策定率は3割程度となっている。この策定の推進という目的もあり、今年4月に施行された森林経営管理法、今月から始まる森林環境譲与税の活用によってさらに森林経営計画の策定が進むよう取り組んでいきたい。

「1 (5) 河道内樹木の取扱いについて」

国土交通省の河川担当局において災害防止のための河道内樹木の伐採推進のためにFITでの活用に関心があるということで、昨年度、林野庁と河川担当局との間で調整を行った。その結果、河川法25条による採取許可書があれば伐採事業者が一般木質バイオマス証明書を発行できると整理した。この点についても、現行のQ&Aに含まれていないので、見直しの際に付け加えたいと考えている。

「2 木質チップの品質確保」

未利用材、建設廃材のチップの品質規格については民間ベースで作成されている。林野庁はハード整備の補助メニューはあるが、検査費用などランニングコストについては製品価格に含まれるものと考えている。

「3 木質資源の地産地消の促進」

地域の資源を地域で消費することは目指すべき方向性であると考えている。施策上の補助事業においても、そうした取り組みを支援している。今後も地産地消の取組みを後押ししたいと考えている。

(4) 国土交通省：公共事業企画調整課 施工環境係長 宗光 太助

「1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響」

国土交通省では、建設リサイクル推進計画を策定し、国、地方公共団体、民間事業者を含めて中期的に進めていく建設副産物のリサイクル・適正処理の推進について施策を進めている。その中で建設工事において発生する建設発生木材についても現在95%以上という再資源化・縮減率という目標を掲げて、ご協力いただいているところである。直近の平成24年度の調査結果では94.4%とほぼ達成に近いところまでいっている。昨年度も同様の調査を実施しており、現在取りまとめをしている。こうした建設発生木材のリサイクル、再資源化・縮減率について、連合会と連携を図っていきたいと思っている。既存産業への影響については、経済産業省からの説明にあったように、地域の木材リサイクル協会に確認をするという条件を設けさせていただいているということで、適正な配慮が行われていると認識している。国土交通省としても連合会からの情報提供をいただきつつ、連携し、協力を図っていきたいと考えている。

国土交通省：住宅生産課 企画専門官 阿部 一臣

「2 分別可能な建設資材の開発等」

住宅業界を所管しているものの指導監督権限を有するわけではないので、ご要望にある指導は厳しいが、住宅業界に対する必要な注意喚起や情報提供はできる。その際、分別困難な建材や工法の具体的事例や、在来工法の住宅と新工法の住宅における廃棄物量の比較データといった客観的なファクトをいただくと、当方としても住宅業界に対し注意喚起等をやりやすいので、可能であれば事務局を通じて情報をいただければと思う。

国土交通省：河川環境課の回答を事務局から報告

「3 河道内樹木の取扱いについて」

河川法25条については積極的に対応していく。許可書を河川由来とわかるようにした。河道内樹木の有効活用について、ご意見をいただければ積極的に対応していく。

2 意見交換

座 長

4省庁から要望に関してご意見・見解をいただいた。本件に関するの質疑・ご意見があれば、挙手をお願いしたい。

〈リサイクルしにくい素材について〉

北日本協会事務局

リサイクルしにくい木質材料が結果的に最終処分場に回ってしまう事例が増えた。具体的には、板に吹き付けて接着剤で止めた断熱材がある。通常は木の部分だけをはがしてチップ化するが、きれいに分別できない。また、ツーバイフォー工法でベニヤとベニヤの間にグラスウールを接着剤でつけているが、除去に手間がかかり、最終処分場に回ってしまう。在来工法に比べて、新しい工法は分別がしにくく、結果、リサイクル費用が高騰してしまう。

住宅生産課

断熱のやり方はいろいろあるが、吹付タイプのもの全般でリサイクルしにくいのか、あるいは材質によって異なるのか。また、ツーバイフォー工法でグラスウールを接着剤でつけたものとのことだが、合板やボードなど多かれ少なかれ接着剤を使っている。どういう接着剤が問題か。具体的な情報を事務局を通じて提供いただければありがたい。

鈴木副理事長（北日本協会代表理事）

具体例については、写真を添付して作成し、届けることとしたい。

座 長

複合材の問題は断熱材だけでなく、PCBやPOP s 含有の廃棄物などの問題もある。これは解体工事業とタッグを組んで取り組む課題だが、アスベストに続いて面倒な問題となってくると考えている。これについても議論させていただければと思う。

〈災害廃棄物の処理について〉

座 長

災害廃棄物関係でこのところ地震だけでなく大雨も起こっている。我々は地元の自治体と災害協定をベースに活動することとなる。通常の廃棄物処理は中間処理すれば終わりだが、木材のリサイクルは破碎し、流通に回すことが大事である。利用先の充実が大事である。災害で発生した木材を間伐材等と同様にFIT制度に乗せることができれば、災害廃棄物の流通が大きくなるという意見を多く聞く。流木でマテリアルに使えるものもある。既存のリサイクルループを充分使いユーザーも最大限のご努力をいただいているが、使いこなせないことがある。プラスチックの問題がクローズアップされているが、全国的にみると木質チップのバランスが崩れている。近々、大きな問題となる。災害廃棄物に関して利用用途の拡大を考えていただきたい。今回の台風15号でも、街路樹や生木等が大量に発生する。行き場がなく、活用方を模索しないといけない。各省庁においては議論の場に联合会を呼んでいただき、意見交換をさせていただきたい。

〈バイオマス発電の方向〉

座 長

バイオマス比率の問題があったが、聞くところによるとバイオマス発電が再生可能エネルギーの中でどういう位置づけに変わっていくのかを危惧している会員が多い。いまの議論の中で可能な範囲で情報提供いただければありがたい。

資源エネルギー庁

今後どうなるのかという点についてはまさに議論中のことであるが、先日開催された大量導入ネットワーク小委員会において中間整理がなされたところである。競争力ある電源としてコスト競争力を高めていくものと、自家消費や地域の材を活用する地域循環型の電源と、二つに分けて考えていこうということで整理されている。特に後者のほうは、地域循環型のものを優先的に評価する仕組みを前提に、当面の間は現行の支援制度を維持してはどうかという意見がまとまっている段階である。建設リサイクル材については、地域のエネルギー循環の視点から、地域の持続可能な開発への貢献が期待されている。実際に制度に反映するには調達価格等算定委員会等で議論されていくので、その動向を見守っていただきたい。

座 長

電力事業をしているユーザーもあり、今後の動向は大変重要になる。我々のチップの大事なユーザーであり、活用が先細りになることを危惧している。発電所

には大きな投資もしており、積極的な議論をお願いしたい。

〈外国人技能実習制度〉

座長

先ほど環境省に外国人技能実習制度の要望をさせていただいた。検定制度がしっかり確立されていないとか、労働災害が多い産業であるという課題にしっかり取り組んでいかなければならないと考えている。人手不足対策ではないということは理解しているところである。いま、資源循環の輪は国内ばかりでなく、アジアを含めて広い範囲で広がっている。我々のノウハウを振興国に伝え、国に戻った実習生が我が国で働きたいと思うような環境が生まれてくると思う。環境省として連合会と一緒に取り組んでいただいているので、厚生労働省に対してしっかりと応援していただけるようお願いしたい。先日、横浜でアフリカ開発会議があり、参加者の方々が弊社の横浜の施設においてになった。注目されている中で、経済活動も大事であるが、アフリカや東南アジアの方々が国や自治体に要望されるメッセージの中に必ず廃棄物リサイクルという項目が入っている。連合会は、これらに貢献できる団体になっていきたいと考えているので、支援をお願いしたい。

〈その他〉

事務局

そのほか、事務局を通して、新たな質問があればお聞きすることとしたい。

3 木質チップに関する課題について

座長

ここからは、木質チップに関する課題について進めていく。まず、事務局から数点報告させていただく。

(1) 大規模災害復興への取り組みについて

原専務理事

連合会の性格や沿革とともに、会としての大規模災害復興への取り組みについて説明があった。その後、九州協会と中四国協会から次の補足説明があった。

九州協会事務局 河野秀彦

実際に、熊本地震と九州北部豪雨の災害復興に従事して感じたことをお話する。東日本大震災の経験を踏まえて、連合会として熊本地震の仮置き場を視察した際、柱や梁は保管できるので、別にして2～3年かけてリサイクルしたらどうか、という提案をした。国の激甚災害に指定されていると国からの助成で期限内に復興を終わらせなければならず、ほぼバイオマス材として使ったが、広域で北日本に運んだりして処理を完了した。国にお願いだが、保管ができる資源は、期間をかけて処理していくことをご検討いただきたい。

また、九州北部豪雨については、林野庁が県からの要請で、流木は一般木材扱いとしてほしいと問い合わせし、早急な対応で、17 円材ではなく一般木質の 24 円材で取り扱ってもらえた。おかげで、特に朝倉の場合は約 10 万トンのごみがあり、流木で生木なのでバイオマスには向いていない材だったが、24 円材という付加価値が付いたため、ユーザー側も FIT 対応が進み、処理することができたと思っている。

県や市町村等もユーザーに、チップ材が取れるかという調査をされていたが、既存のルートがある中で余分なチップが流通することになるので、ユーザーとメーカー側で一緒になって考えていかないと、どうしても普段の仕事に支障が出ることを実感した。

なお、朝倉市の場合は、小さな市町村で、市役所の担当者が廃棄物だけの担当ではなく、地元からかなり要望が出るため、慣れない対応をしていたのは大変であると感じた。そのため、連合会という専門業者が、そういった場合には手伝える仕組みをつくっていくべきではないか、と感じている。

中四国協会会長 片岡重治

平成 30 年の西日本豪雨災害の処理について、構成員の一名として参加した。そこで気が付いたが、処理に関して、河川内にある樹木が川の流れをせき止めることが懸念されるということで、まずは先行して河道内樹木の処分が執り行われた。そこには、私どもは入っていなかったが、あまり木に関する知識がない土木業者が処理したので、木を伐採した後、仮ヤードで破碎しチップ化したが、その後の排出先ルートもあまり調べなかったのか、山積みにしておき、半年後にそこから火が出たという情報も聞いている。

また、その後、一通り、ごみの処理が終わり、公費解体として県内 4000 棟程の量が出て、一年たった現在では、進捗率は 85%となっている。その中の一般解体の廃棄物については、中四国協会並びに九州協会のメンバーで、木くずの排出を進めているが、そこで、問題となったのは、物流の方法についてである。遠方地への排出となると、大型車両、トレーラーになるが、絶対数として、車両の確保が大変だった記憶がある。また、高速料金の無償化が一年間で終わってしまうこともあり、その後、有償になると経費がかなり発生するので、その辺について、もう少し補助があると処理がうまくいくのではないかと考えている。

(2) 貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正

原専務理事

この規則の改正は、安定した物流確保のための国の取り組みの一環である。荷役作業や附帯業務を行った場合、法令に基づいてトラックの運送業者がその記録を保存することが義務付けられており、長時間労働を生じさせている荷主に関しては、勧告等を行う判断材料となる。

関東協会では、チップ車用の独自の乗務記録を共通で作成し、取り組みを進める。8 月下旬に国交省自動車局を訪ね、この記録票を確認してもらった。データの集計等も行い、公表していけると良いと考えている。

座 長

関東協会の取り組みがスタートになるが、これから先は、もっと物流に関して議論を深めていかないといけない。商取引の慣例として行っているドライバーによる積み込みやキロ受け等について、これから議論を進めていくが、基本的にチップについては、チップ生産者がきちんと車両に積み、できればキロ受けではなく、一台運行単位というような方針で進めていきたいと思っている。

車両の不正改造の話などもあるので、そのようなコンプライアンスを守れないような商取引にならないよう、今後しっかりと対応していきたいと思っている。

(3) 関東地区燃料チップ需給バランス予測

原専務理事

前提として、現在の在庫や当協会会員以外は考慮していないが、燃料の供給に関しては会員が全体の約80%を占めていると思われる。4月に関しては、会員以外を加えると需要に対して1万トン程余る。また、10月～11月は工場の定修が多くチップ自体の需要量が減少する一方、チップの生産は多く、4～5万トンの余剰が出てくると予測される。

座 長

今年度、初めてこの予測表を作成したが、今後精度をあげ、検証して他の地域協会にも広め、需給バランスを取りやすい体制をつくりたいと思っている。燃料チップの余剰を考えると、カスケード利用の重要性が見えてくるので、再度、マテリアルの重要性についても議論していかなければならない。メーカー側もそのためには技術力を上げる必要がある。また、事前の分別等も、お客様にお願いしないといけない。そういったことも含めていろいろな検討材料になると思う。説明にあったが、10月～11月にチップが余り、市場に木くずという廃棄物が溢れることになりかねないため、その対応に今から準備していく必要がある。

(4) 各地域協会のチップの需給状況について

座 長

各地域協会の需給状況について、報告をお願いします。

北日本協会事務局 高橋秀孝

現在、廃プラスチックの中国への輸出ができない状況から、その余波が木質チップの燃料関係に影響を与えており、プラスチック以上に木質チップも滞留している状況がある。当地域では、特に新潟県と青森県の流れが悪くなっている。また、山形県では、8カ所のバイオマス発電所が動いているはずだが、現在、不具合や事故等で全部が稼働しておらず、当初、未利用材が足りなくなることが予想されていたが、幸か不幸か、動いていない発電所がある関係で、材がうまくまわっている状況がある。一部、解体廃材を使っていたところがあったので、ここに来て、そちらにも流れていかないという状況で、全体として余っている状況だ。なお、今、未

利用材等の値段が場所により非常に高騰しており、特に秋田県と福島県は非常に値段が上がっている。

東海協会事務局 三崎隆照

東海協会でも木質チップの在庫は過剰状況である。入荷量としては、前年比 100 数%だが、チップユーザー企業の設備トラブルによって、さらに在庫増という状況となっている。在庫状況については、東海協会会員の全体の入出荷実績から見ると、前年 7 月の状況と比べると 280%増となっている。しかし、この在庫量は、今年の 10 月から建設廃棄物由来のチップを利用する新規の木質バイオマス発電の稼働を見込んだ数字となっており、その施設は 9 月時点では計画通り試運転も順調に動いているため改善していけると考えている。

中四国協会会長 片岡重治

西日本豪雨災害の影響で、中四国エリアでは発生木材が前年比の 2.5 倍程、地域内で発生している。処理施設も、通常の発生する廃木材については受け入れ制限をしている会員が増えている。その中で、提案及びお願いだが、激甚災害や大規模災害においては、処理能力や保管量の規制について緩和するような何か対策を講じていただきたい。もちろん火災や衛生上の不具合がある場合等には難しいと思うが、搬出先が確保されていたり、きちんとした処理のフロー図が制定されている等のあるものに限っては、その制限を緩和する措置を講じていただきたいと考えている。

近畿協会事務局 田淵茂雄

廃材の入荷状況だが、2018 年度は対前年比で 104%。2019 年度の現状は前年比で 109%。いずれも対前年比で増加している状況である。ほぼ落ち着いてきているが、昨年の地震や災害による家屋の倒壊や、風倒木における廃材の発生で、まだ持ち込みが続いている。特に風倒木については今なお減ることなく続いている。また、ユーザーの生産調整やボイラーの定期点検、故障、修理等が断続的にある状況が続いているので、結果として廃材は現状余り気味の傾向が続いている。

九州協会事務局 河野秀彦

発生量は、住宅着工が減ると言われながら高位安定で、前年を超える発生量と思われる。また、九州は元々ユーザー数が少ないため、九州域外に搬出している状況も多いが、例年と変わらず、特別な要因もなくチップ余りの状態が続いている。

(5) ユーザー会員からの報告

座 長

ユーザーの状況報告に関して、初めにマテリアルユーザーから願います。

日本繊維板工業会

国内で JIS を認定している木質ボード製造工場が 16 社 22 工場あり、そのうち

15社21工場が当工業会に参加しており、その中で調査を行うと、ほぼ全体の傾向がわかると理解していただきたい。

パーティクルボードの生産関連については、去年はマシントラブルや災害等があり、対前年比99%だったが、今年上半期では103%ということで順調に生産している。木質ボードは家具やキッチン等、住宅等に使用するため、消費税増税前の駆け込みの影響もあるかと思うので、今後は不透明感があると思っている。

地域別では、3月に山形のパーティクルボード会社が事業撤退した。来年9月に静岡に生産量月15,000トンのパーティクルボードの新工場ができるが、その関連で山口では工場閉鎖が計画されている。各地の今後の需給については変化を見たい。

また、被災木材について、東日本大震災までは各メーカーから建築廃木材ということで原材料費率のデータを集めており、2006年からパーティクルボードについては年8割を超える建築廃木材の比率だった。東日本大震災を契機に、被災木材という項目を追加し確認したところ、毎年5～7%の割合で被災木材が利用されており、去年は、建築解体木材と被災木材の合計で86%となり過去最高の比率になった。

FIT関係では、RPS法施行当時は3～4年でチップ価格が2.7倍高騰し、苦勞したが、FIT制度がはじまり7年経ち地域毎に多少差はあるが、おしなべて悪影響は出していないと思っている。引き続き、行政の方々には制度設計やガイドライン作成等で協力いただきながら進めていきたい。

永大小名浜(株)

近況としては、パーティクルボードの業界全体の状況としては、各社、忙しい状況が続いているのではないかと思う。これまで被災材のチップの集荷というところで、チップの供給については比較的、安定的に集荷してもらっていたが、今後、先が一部見えてきているので、不安定な状況も予想される。引き続き、チップ納入業者にはご尽力をいただきたい。また、省庁においても、各種ご尽力いただけるとありがたい。今後も不透明な状況が予想されるが、チップ納入業者と一緒にお互いが良い方向に行くようにと考えている。

東京ボード工業(株)

弊社は2つのパーティクルボード工場がある。新木場の工場は長く操業しているが、佐倉の工場は2年ほど前から操業している。佐倉の工場はまだ100%まで稼働していない状況なので、先ほどから話題に出ているチップ余りの状況について、佐倉の工場が順調に稼働していればチップの受け皿になるのでは、と感じている。

災害廃棄物の関係では、新木場工場に関してはパーティクルボードの製造だけではなく、一般廃棄物処理と産業廃棄物処理の許可も持っている。そのため、東日本大震災、大島の洪水、熊本の方で廃棄物を受けた経緯がある。それぞれ放射能の問題や塩分、異物の問題はあった。

また、最近の状況では、台風15号の影響で佐倉の工場は停電が一番大きな問題であり、現在も止まったままとなっている。東京電力からの情報もテレビから入手

するような状況なので、いつ稼働できるかわからない状態である。従業員についても、ほとんど地元の人を採用しているため、従業員の自宅でも停電しているのがほとんどで、この停電が解消すれば、また生産が再開できると考えている。

座長

次に、製紙ユーザーにお願いします。

日本製紙木材㈱

日本製紙グループとして、先ほどの関東地区の需給予測表の10月、11月の部分だが、日本製紙グループの富士工場が2か月止まるということで、月に2万5千トン、燃料チップを使うボイラーが修理のため止まる。併せて5万トンの部分で影響が出るので、恐縮している。今の需給バランスでいえば、チップの供給面では発生量が多く需要が少なく、あまり良い状況ではないと言える。

その中身について、我々需要者側で言えば、当然、定修はあるが、不測の事態でトラブルが起こった分だけ使用量が減る。それが動き出した時に、今まで以上に使えばいいが、ボイラーの能力が決まっているので、止まった分を取り返すことができない。

その機械が止まる要因というのは、チップの品質部分もあるが、我々の工場のボイラーが稼働して10年を超えておりだいぶ傷みがきており、トラブルが多くなっていることもある。そうした中で、ボイラートラブルをなくすためにはどうしたらよいか。過去には、チップがないということ、サプライヤー側の材がないということで、我々が求めていた品質のものがあまり集まらなかったということがあり、それに対してボイラーに負荷をかけてしまった。昨今は、こういった状態なので、関東協会の中では適合チップ認定制度を立ちあげ、需要者部会は品質の部分に関して取り組んでおり、ある条件をつけたものの運用を開始している。運用に入って1年以上たつが、さまざまな課題が浮かび上がっている。それに関して関東の需要者部会では改善していくように進めている。

今後、心配しているのは、物流の関係である。チップの物流に関しては、専用のチップ車を使っている関係もあるので、他の貨物との取り合いはあまり起こっていないと思うが、今後、働き方改革や労働時間の制限等により今の状態が継続していくかに関しては、気になっている。

こういった点については、協会とタッグを組んで、課題に対して、それぞれの立場で対策を取っていくということで進めていきたい。

座長

次に、売電のユーザーにお願いします。

グリーン・サーマル㈱

新潟の三条と米沢に5～6メガの木質バイオマス発電所を管理・運営している。来年の6月には和歌山にも7メガの発電所が運転を開始する予定である。

木質資源の地産地消の促進について感じたことだが、当初一割ほど外材である

PKS を助燃材として使用する計画で購入もしていたが、現在、先ほど来の燃料の供給体制が安定したことで、PKS の使用がだいぶ減っている。半年ほど、使っていない発電所もある。その際に、未利用材、一般材を十分に乾燥させて助燃材として活用して使えないかということで実証をしている。

また、関連会社のバイオパワーステーション新潟では、リサイクル材を助燃材で利用できないかと取り組んでいる。なお、新潟県においては、三条と新潟の2つのバイオマス発電所と製材会社、合板会社、県森連とで3カ月に一度集まり、ユーザーの需要と供給側の意見を交換しながら、カスケード利用について話し合ったりする取り組みをしており、順調に材の流通がなされていると思っている。

座 長

次に、セメントユーザーに願います。

住友大阪セメント(株)

2019年度上期については、私どもの工場では西日本の工場に設備故障が頻発し、台風10号が長期にわたり停滞した時期もあり、西日本の工場で生産調整をした。これが起因で木質チップの流通にも影響してしまった。前年比で5%程減ってしまった。10月以降からはお役にたてるようにカバーしていきたいと思っている。

中長期的な流れとしては、一般に言われているESGということで、我々は石炭を使うことでCO2を排出する業界なので、なんとかして石炭に代わる材料をと考えており、木質チップもそうだが、できるだけ使い込んで、石炭の使用を減らしていければと思っている。もう一つは、廃プラスチックという問題もあるため、この両立をどう図っていくかということで取り組んでいる。そのため、木質チップについては、品質重視でお願いしたい。

もう一つ、心苦しいのが、物流コストが上がってくるということで、話はわかるのだが、それを製品チップ購入価格に反映してしまうと、廃プラスチックとの競争もあるので、十分理解はしているが、何卒、配慮いただければと思う。

5. その他

(1) 平成31年度ユーザー懇談会の開催

原専務理事から、11月12日にユーザー向けに開催する旨、案内があった。

司会 以上をもって、平成31年度木質チップに係る需給問題検討会を終了する。

閉 会 : 16 : 40

(文責 : 原)